

気象通報による警報が発令された場合の対応について

表題につきまして、令和4年度より、内容の一部が変更されます。

□の記号で囲まれた部分に変更箇所です。

特に、定期考査時の対応について、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

気象通報による警報が発令された場合の対応について

1. 平常授業の場合

藤井寺市・羽曳野市・松原市・富田林市のいずれかに暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪警報が発令されている場合について、以下の通り対応する。

- ①警報が発令されている時間内は、自宅待機とする。
- ②午前7時までに警報が解除された場合は、平常通り授業を実施する。
午前7時現在、警報が発令されている場合は、自宅待機とする。
- ③午前9時までに警報が解除された場合は、3限目より授業を実施する(□10:40朝礼□)。
- ④午前11時までに警報が解除された場合は、5限目より授業を実施する(□13:15朝礼□)。
- ⑤午前11時現在、警報が発令されている場合は、臨時休校(□自宅学習日□)とする。
- ⑥その他、特別の事情のため登校できない時は、担任に申し出ること。

2. 定期考査の場合

藤井寺市・羽曳野市・松原市・富田林市・□大阪市□・□堺市□のいずれかに暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪警報が発令されている場合について、以下の通り対応する。

- ①午前6時以降、警報が発令されている場合は自宅待機とし、午前7時で判断する。
- ②午前7時現在、警報が発令されている場合は、臨時休校(□自宅学習日□)とし、当日の試験科目は、原則として考査最終日の翌日に実施する。
- ③午前7時までに警報が解除された場合は、考査を実施する。
ただし、この場合原則として1限目を□9時半□に開始する(□9:20朝礼□)。
- ④その他、特別の事情のため登校できない時は、担任に申し出ること。

□備考□

居住する市町村に、暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪警報が発令されている場合は自宅待機とし、公欠扱いとする。
※定期考査において公欠扱いとなった生徒は、個人の同一科目における他の定期考査の点数をもとに見込み点が算出される。

各種特別警報が発令された場合の対応について

(各種特別警報…甚大な災害が発生するおそれがある場合に発表される)

1. 平常授業の場合

藤井寺市・羽曳野市・松原市・富田林市のいずれかに各種特別警報が発令されている場合について、以下の通り対応する。

- ①警報が発令されている時間内は、自宅待機とする。
- ②午前7時までに警報が解除された場合は、平常通り授業を実施する。
午前7時現在、各種特別警報が発令されている場合は、臨時休校(自宅学習日)とする。
- ③その他、特別の事情のため登校できない時は、担任に申し出ること。

2. 定期考査の場合

藤井寺市・羽曳野市・松原市・富田林市・大阪市・堺市のいずれかに各種特別警報が発令されている場合について、以下の通り対応する。

- ①午前6時以降、特別警報が発令されている場合は自宅待機とし、午前7時で判断する。
- ②午前7時現在、特別警報が発令されている場合は、臨時休校(自宅学習日)とし、当日の試験科目は、原則として考査最終日の翌日に実施する。
- ③午前7時までに特別警報が解除された場合は、考査を実施する。ただし、この場合原則として1限目を9時半に開始する(9:20朝礼)。
- ④その他、特別の事情のため登校できない時は、担任に申し出ること。

備考

居住する市町村に、各種特別警報が発令されている場合は自宅待機とし、公欠扱いとする。

※定期考査において公欠扱いとなった生徒は、個人の同一科目における他の定期考査の点数をもとに見込み点が算出される。